

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2003-17633(P2003-17633A)

【公開日】平成15年1月17日(2003.1.17)

【出願番号】特願2001-374689(P2001-374689)

【国際特許分類第7版】

H 01 L 23/36

【F I】

H 01 L 23/36 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月6日(2004.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状基部(2)と、これの片面に設けられた並列状のフィン(3)とを備えており、板状基部(2)の幅が25~400mm、板状基部(2)の長さが25~400mm、および板状基部(2)の肉厚が2~5mmであり、フィン(3)の高さが1~30mm、フィン(3)の間隔が1~1.9mm、およびフィン(3)の肉厚が0.1~0.8mmである、ヒートシンク。

【請求項2】

板状基部(2)の幅が25~200mm、板状基部(2)の長さが25~200mm、および板状基部(2)の肉厚が2~3mmであり、フィン(3)の高さが5~25mm、フィン(3)の間隔が1.5~1.9mm、およびフィン(3)の肉厚が0.2~0.49mmである、請求項1記載のヒートシンク。

【請求項3】

フィン高さ/フィン間隔の比であるトング比が、0.53~3.0である、請求項1記載のヒートシンク。

【請求項4】

フィン高さ/フィン間隔の比であるトング比が、2.7~2.4である、請求項3記載のヒートシンク。

【請求項5】

板状基部(2)と、これの片面に設けられた並列状のフィン(3)とがアルミニウム押出形材製である、請求項1~4のうちのいずれか一項記載のヒートシンク。

【請求項6】

アルミニウム押出形材の素材が、Al-Mg-Si系合金である、請求項5記載のヒートシンク。